

議案第146号

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 削除

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項第3号中「教育職員」の次に「（給与条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（提案理由）

本県学校職員の特殊勤務手当の見直しのため、所要の改正をしようとするものである。